

## 社保審「第 42 回 医療保険部会」 受取代理制度の対象を問題視

2010/11/16

社会保障審議会・医療保険部会（部会長：糠谷真平・独立行政法人国民生活センター顧問）が 11 月 15 日に開催され、この日事務局が示した 2011 年度以降の出産育児一時金制度の素案を踏まえ、意見交換を行った。



素案によると、保険者が医療機関に出産育児一時金を直接支払う、現行の「直接支払制度」は、妊婦等の負担軽減に効果があったことなどから継続する方針。ただし、運用を改善するために、支払いのさらなる早期化や手続きの簡素化を進める。また、診療所・助産所のおよそ 3 分の 1 を占めるとされる、分娩件数が年間 200 件以下のところは、妊婦等の事前申請により医療機関等が代理で出産育児一時金を受け取る「受取代理制度」の選択も可能にする。これは、直接支払制度で出産育児一時金の受け取りに時間がかかり、規模が小さい施設ほど経営への影響が大きい現状に配慮したもの。受取代理制度であれば、前者に比べて支払いまでの期間がかからず、事務手続きも簡便に済む。さらに、直接支払・受取代理制度いずれにも対応できない場合は、実施を強要せず、償還払いが選択できることも盛り込んだ。

意見交換では、受取代理制度の対象となる施設の要件が問題視された。日本助産師会の委員は、「年間分娩数が 200～300 件の助産所が助産師を多く雇っており、（直接支払制度により）経営難に直面する」と述べ、年間分娩数 200 件で区切る案に懸念を表明。ほかにも、「支払い方法が施設によって違うことは妊婦には分からない。妊婦が選択できるようにすべき」という意見や、「受取代理制度に該当する施設の数が多すぎるのではないか」などの声があった。直接支払制度の継続については賛同する委員が多かった。

また、素案では出産育児一時金の支給額として現行の 42 万円を維持する方向性を提示。この支給額に対して委員らは概ね理解を示したが、財政難にあえぐ保険者側の委員からは公費による財政支援を求める声が次々に上がった。

次回会合では事務局が具体的な案を用意し、さらに議論を進める。

### ■支払い早期化のネックは「審査支払機関」との声も

診療報酬の支払い早期化について、事務局は市町村国保や被用者保険など保険者を対象に行った支払い早期化への対応に関する調査結果を報告した。

調査結果によると、審査支払機関から請求書を受理した 4 日後に払い込み完了可能と回答した市町村や広域連合はそれぞれ 5 割しかなく、8 日後ならば払い込み完了可能と回答したのは約 9 割だった。この結果に基づき、事務局は引き続き審査支払機関と保険者間で調整を行い、来年度における支払い早期化の実施を目指すとした。また、電子レセプトと紙レセプトが混在している現状が、保険者と審査支払機関双方に事務負担を発生させていることから、今後一層のレセプト電子化を推進し、さらなる支払い早期化に努めるとした。

これに対し、委員らは審査支払機関の対応に 1 カ月を要するという仕組みが支払い早期化を妨げていると指摘。審査支払機関が 1 カ月の間にどんな作業を行っているのか示すよう求める厳しい意見もあった。

#### ■産科医療補償制度のプール金に批判続出

この日は、産科医療補償制度も議題に上がり、事務局から制度概要や運用状況について説明が行われた。同制度は、分娩に関する医療事故で障害等が生じた患者の救済などを目的に、財団法人日本医療機能評価機構が 2009 年から運営を開始。補償の対象は分娩により発症した重度脳性麻痺で、補償申請期間は児の満 5 歳の誕生日までとなっている。2009 年 1 月～12 月の収支状況によれば、収入保険料が約 315 億円で、そこから支払いが確定している補償金と事務経費を差し引くと、約 262 億円が将来の補償金支払いのためにプールされているという。

意見交換では、2014 年末まで補償対象者数や補償金総額が確定しないにせよ、プール金が多すぎるという批判が続出した。医療機関が支払っている 1 分娩当たり 3 万円の掛け金を引き下げることや、医療機関へ払い戻しを行うように求める声が上がった。